

事 務 連 絡
令和3年11月19日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

出勤者数の削減に関する実施状況の公表については、「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」（令和3年5月12日付事務連絡）及び「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」（令和3年5月27日付事務連絡）により、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する周知・働きかけをお願いしてきたところです。

こうした中、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。この中で、出勤者数の削減について見直しが行われ、一律「7割」という出勤者数の削減を求めないこととされたところです。

具体的には、以下の通りとされました。

- 緊急事態措置区域である都道府県における取組
特定都道府県は、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進すること。
- まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組
まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通学等を強力的に推進すること。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県
緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする。
 - ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

また、公表については、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等

による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされました。

こうしたことを踏まえ、公表フォーマットについて見直しが行われましたので、各位におかれましては、別添の事務連絡を踏まえ、所管独立行政法人並びに関係団体及びその構成企業等に対し、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、周知・働きかけをお願いいたします。

以上

【添付資料】

○出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

(令和3年11月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：野中、鳥海、星野

TEL：03-6744-1856（直通）

基本的対処方針が決定されたことを踏まえ、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について周知・働きかけをお願いいたします。

事務連絡
令和3年11月19日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

平素より大変お世話になっております。

出勤者数の削減に関する実施状況の公表については、「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」（令和3年5月12日付事務連絡）及び「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」（令和3年5月27日付事務連絡）により、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する周知・働きかけをお願いしてきたところです。

こうした中、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。この中で、出勤者数の削減について見直しが行われ、一律「7割」という出勤者数の削減を求めないこととされたところです。

具体的には、以下の通りとされました。

- 緊急事態措置区域である都道府県における取組
特定都道府県は、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進すること。
- まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組
まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力的に推進すること。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

また、公表については、「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされました。

こうしたことを踏まえ、公表フォーマットについて別紙のとおり見直しを行いましたので各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する周知・働きかけをお願いいたします。

別紙の主な内容は以下のとおりです。

- ① 緊急事態措置区域以外の都道府県においては、（１）を用いて具体的な取組や工夫を記載
- ② 緊急事態措置区域となった場合に出勤者数の削減の目標を定めた際には、（１）を用いて具体的な取組や工夫を記載していただくとともに、（２）を用いて定量的な取組内容を記載
- ③ （２）の実績の算出方法や公表するタイミングについては、各企業・団体等において、それぞれの実態把握の実情等を踏まえ、判断する

○本事務連絡全般（公表フォーマットを含む。）に関する問い合わせ
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）
担当者：阪本、岩熊、八重樫、上田、栗栖、倉本
TEL：03-6257-1309
MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

○データベース等、公表に関する問い合わせ
経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室
担当者：石井、小松、東、樋口
TEL：03-3501-1609
MAIL：kiki-kanri2021@meti.go.jp

(別紙) 出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット

(1) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク用のノートパソコンを〇台導入 ・ テレワーク実施者に携帯電話を貸与 ・ オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備 ・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定 ・ 会議や研修を原則オンライン化 ・ テレワーク手当を導入

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫 (テレワーク関連を除く)
(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 有給休暇の取得奨励 ・ 時差出勤の奨励 ・ ローテーション勤務の推進

(2) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲 (注1)	目標	実績(注4)
テレワーク実施可能な社員 (社員の〇%) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・ 現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇 	出勤者削減率 (注2) 〇%	出勤者削減率 (注2) 〇%
【主たる部門における実施状況】 (注3)		
〇〇支社 テレワーク実施可能な社員 (社員の〇%) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・ 現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇 	〇%	〇%
△△事業所 テレワーク実施可能な社員 (社員の〇%) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする部門又は職種：〇〇、〇〇 ・ 現場作業が必要な部門又は職種：〇〇、〇〇 	〇%	〇%

注1. 算定の対象とする従業員の範囲については、テレワーク実施可能な社員の割合、及び範囲（対象とする部門又は職種、あるいは現場作業が必要等によりテレワーク実施可能でない部門又は職種等）を記載してください。

注2. 出勤者数の削減率については、テレワークに加えて、休暇取得等によるものも含めてください。

注3. 各事業者における実態を適切に反映させるため必要な場合や集計の都合上は区分することが必要な場合等は、本社、支社、地域事業者等で区分して記載してください。

注4. 実績の算出方法や公表するタイミングについては、各企業・団体等において、それぞれの実態把握の実情等を踏まえ、判断してください。

備考：緊急事態措置区域以外の都道府県においては、（1）具体的な取組や工夫を記載してください。（2）定量的な取組内容については、緊急事態措置区域となった場合に各事業者が設定した出勤者数の削減の目標等を記載してください。また、各企業・団体において、さらに補足して公表すべき内容がある場合には、適宜追加して記載ください。